

意見募集要領

「東大和市一般廃棄物処理基本計画(素案)」に係るパブリックコメントを実施します。

市では、平成30年3月に、平成34(令和4)年度までの5年間を計画期間として「東大和市一般廃棄物処理基本計画」の策定を行いました。

平成30年度から令和3年度までの4年間で、東大和市の廃棄物排出原単位(市民一人1日当たりの排出量)は663.0gから660.8gに減少し、令和3年度においては、多摩地区で3番目に少ない排出量となっています。

このたび、現行計画の進捗状況及び東大和市廃棄物減量等推進審議会での審議を踏まえ、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 東大和市一般廃棄物処理基本計画策定の目的

従来大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、地球環境の破壊や資源の枯渇、最終処分場の逼迫など、環境・廃棄物問題を引き起こしてきました。

環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取り組む必要があります。

市では、市民、事業者との協働のもと、廃棄物の減量を図り、良好な環境を確保するため、本計画を策定します。

2 素案の主な内容

基本理念 1. 循環型社会の構築

2. 発生・排出抑制及び資源循環の仕組みを作る

基本方針 1. 廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進する

2. 中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進する

3. 市民・事業者・行政の三者が一体となり、廃棄物の減量施策を推進する

3 他の計画との関連性

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき定めるものであり、市政の基本的方向と取り組み内容をまとめた「東大和市総合計画『輝きプラン』(第三次基本構想・第五次基本計画)」に基づくものとなっており、さらに「東大和市環境基本計画」とも連動を図るものであり、今後、廃棄物処理行政を進める上で、最も基本的な方針を示すものです。

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和4年11月1日(火)から令和4年11月30日(水)まで(必着)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ(市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント)
- (2) 文書閲覧 市民環境部 環境対策課 (東大和市役所3階8番窓口)

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 市民環境部 環境対策課 (東大和市役所3階8番窓口)
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 市民環境部 環境対策課 (東大和市役所3階8番窓口)
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市民環境部 環境対策課 宛て
- ・FAX 042-516-8084
- ・電子メール gomigenryou@city.higashiyamato.lg.jp
- ・ロゴフォーム(QRコードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください。)



<http://logoform.jp/form/VfYv/158928>

- (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人：住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

- ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
 - エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
 - オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名
 - カ 本計画に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、
住所及び氏名
 - キ 本計画に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事
項、所在地、団体名及び代表者氏名
- ※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和4年12月下旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。